

新定款 2017年10/23認可
(大阪市指令福祉船分第88号)

社会福祉法人十三愛光会
定 款

大阪市淀川区十三東1丁目13-29

社会福祉法人十三愛光会

理事長 山内 信三

社会福祉法人十三愛光会 定 款

第 一 章 総 則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援すること、また自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

(イ) 保育所の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人十三愛光会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て支援活動と、子どもの教育支援するための愛光文庫活動(地域小規模図書館)等の福祉サービスを、無料又は低額な料金で積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を大阪市淀川区十三東1丁目13番29号に置く。

第 二 章 評 議 員

(評議員の定数)

第五条 この法人には評議員7名以上13名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名以上の合計3名以上で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任、解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員、評議員選任・解任委員の報酬等)

第八条 評議員、評議員選任・解任委員の報酬は無報酬とする。評議員会、評議員選任・解任委員会等の出席に伴う交通費は0～3000円の範囲で支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は次の事項について決議する。

- ① 理事及び監事の選任又は解任
- ② 理事及び監事の報酬等の額
- ③ 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

- ④ 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- ⑤ 定款の変更
- ⑥ 残余財産の処分
- ⑦ 基本財産の処分
- ⑧ 社会福祉充実計画の承認
- ⑨ その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第一一条 定時評議員会は、毎年度6月に1回開催するほか臨時評議員会は必要がある場合に開催する。

（招集）

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由をしめして、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。

（決議）

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項に規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - ① 監事の解任
 - ② 定款の変更
 - ③ その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない、理事又は監事の候補者の合計数が第一五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることが出来るものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した議長及び署名人2名は議事録に署名する。

第 四 章 役 員 及 び 職 員

(役員の数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

① 理事 6名以上12名以内。

② 監事 2名以上。

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする

ことができる。

- 3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- ② 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二一条 役員報酬は無報酬とする。役員会等の出席等に伴う交通費は0～3000円の範囲で支給することができる。ただし、監事が内部監査等を担当する時は、3000～5000円の報酬を支給する。

(職員)

第二二条 この法人に職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長、他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 五 章 理 事 会

(構成)

第二三条 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行なう。ただし、細則に記載している日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- ① この法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集 開催、議長)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は事故あるときは業務執行理事が招集する。
- 3 定時理事会は、毎年度5月、10月、3月に3回開催する。ほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。
- 4 理事会の議長は理事長がこれにあたる。
- 5 理事長が欠けたとき又は事故等があるときは業務執行理事が議長にあたる。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることが出来るものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときをのぞく。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は前項の議事録に署名する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 大阪市淀川区十三東1丁目9番地1、9番地26 所在の
鉄骨造1階建(家屋番号 十三東1丁目9番1の3) 愛光保育園園舎 (329.24 m²)
 - (2) 大阪市淀川区十三東1丁目9番地2 所在の
鉄骨造陸屋根2階建(家屋番号9番2) 保育園舎 (201.29 m²)
 - (3) 大阪市淀川区十三東1丁目9番地26 所在の
鉄骨造スルト葺高床式平家建(家屋番号9番26) 職員更衣休憩所 (13.20 m²)
 - (4) 大阪市淀川区十三東一丁目 所在の 宅地 65.02 m² (地番 9番4)
 - (5) 大阪市淀川区十三東一丁目 所在の 宅地 511.84 m² (地番 9番2)
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、大阪市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三一条 この法人の事業計画書、収支予算書類については、毎会計年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- ① 事業報告
- ② 事業報告の附属明細書
- ③ 貸借対照表
- ④ 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- ⑤ 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- ⑥ 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第①号、第③号、第④号及び第⑥号の書類については、定時評議員会に提出し、第①号の書類についてはその内容を報告し、その他

の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- ① 監査報告
- ② 理事及び監事並びに評議員の名簿
- ③ 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- ④ 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日をもって終る。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第 七 章 解 散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人の内から選出されたものに帰属する。

第 八 章 定 款 の 変 更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大阪市長の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪市長に届け出なければならない。

第 九 章 公 告 の 方 法 そ の 他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人十三愛光会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	山 内 信 三
理 事	浦 上 結 慈
同	近 藤 康 夫
同	岩 崎 泰 雄
同	園 田 博
同	仲 原 晶 子
同	茶 幡 昌 子
同	松 野 五 郎
同	福 井 武 雄
同	森 田 要 三
同	新 家 安 代
監 事	片 岡 重 裕
同	遠 藤 通 寛

- 2 第 6 条及び第 17 条の規定にかかわらず、設立当初の役員及び評議員の任期は平成 22 年 5 月 31 日までとする。

- 本規定は平成 20 年 8 月 1 日から実施する。
 - ・ 社会福祉法人の設立認可（大阪市指令健福第 161 号）平成 20 年 6 月 23 日
 - ・ 社会福祉法人での保育園の認可（大こ青 606 号）平成 20 年 8 月 1 日
 - ・ 財団法人での保育園の廃止（大こ青 604 号）平成 20 年 7 月 31 日
 - ・ 財団法人の解散認可（大阪府指令法指第 9 号）平成 20 年 11 月 11 日
- 本規定は平成 20 年(2008 年)10 月 8 日に定款変更届を申請
 - ・ 基本財産(土地 宅地 65.02 m² 地番 9 番 4)の追加記載
- 本規定は平成 21 年(2009 年)4 月 2 日に定款変更届を申請
 - ・ 基本財産(土地 宅地 511.84 m² 地番 9 番 2)の追加記載
- 本規定は平成 23 年(2011 年)4 月に定款変更認可申請、同 9 月 7 日に認可
 - ・ 仲原晶子理事(評議員兼務)辞任による理事、評議員の減
- 本規定は平成 24 年(2012 年)8 月に定款変更認可申請
 - ・ 理事増員、評議員・監事交代・辞任について
- 本規定は平成 26 年(2014 年)7 月に定款変更認可申請
 - ・ 福井武雄理事(評議員兼務)、山中純枝評議員の辞任による理事、評議員の減
- 本規定は平成 26 年(2014 年)8 月に定款変更認可申請
 - ・ 基本財産の保育園園舎(A館、B館)の増改築による床面積の増。設計図面を添付
- 本規定は平成 27 年(2015 年)2 月に定款変更認可申請
 - ・ 基本財産の保育園園舎(A館、B館)の増改築による床面積の増。登記簿謄本を添付
- 本規定は平成 28 年(2016 年)11 月に定款変更認可申請 「変更後の定款は平成 29 年 4 月 1 日から施行する」
 - ・ 社会福祉法の改正に伴う理事、評議員の職務、権限、任期等・・・の変更等
- 本規定は平成 29 年(2017 年)7 月に定款変更認可申請
 - ・ 評議員会の開催、議事録署名人、理事会の開催、議長、議事録署名人等の変更
 - ・ 細則の追加。評議員会への理事、監事の陪席。理事会への評議員の陪席等

細 則

1.(評議員会への理事、監事有志の陪席)

評議員会で決議が必要な議案について理事会での審議内容を報告するため、理事長、常務理事、関係する理事は評議員会に出席する。理事、監事有志は陪席し、議長の承認を

受けて意見を述べ、発言する事が出来る。

2.(理事会への評議員の陪席)

評議員は事業執行機関である、理事会の審議を聴取するため、陪席することが出来る。また必要に応じ発言する事ができる。

3. 第二四条に定める日常の業務として理事会が定めるもの

- ① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし法人運営に重大な影響のあるものを除く。
- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないとみとめられる物品の売却又は廃棄
(注1) 理事長が専決できる契約の金額と随意契約の範囲、固定資産の取得、物品の売却、廃棄は百万円以下とする。それを超える金額は理事会の承認とし、合い見積りをとる。また、園長が専決できる金額は十万円以下とする。
- ⑧ 予算上の予備費の支出
- ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- ⑩ 寄附金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。また、寄附金の募集に関する事項は専決できない。

